ゴンドラ　作業開始前の点検

ゴンドラ安全規則 第22条＝その日の作業を始める前に、ワイヤロープと緊結金具類、手すり等、取付け部とライフライン、安全装置・ブレーキ・制御装置、歯止め、ワイヤロープの通る箇所を点検する

年月	年　月	**ゴンドラ**	種類・積載荷重・番号
作業の場所		**操作する人**	

日	点検者	ワイヤロープ金具	手すり等	取付け部・ライフライン	安全装置・ブレーキ・制御	歯止め	ロープの通り	異常の内容と補修（補修した時刻・した人）	作業の開始
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

ゴンドラを使う日は、その日の作業を始める前に、①ワイヤロープと緊結金具類の損傷・腐食 ②手すり等の取りはずし・脱落 ③突りょう・昇降装置などとワイヤロープの取付け部、ライフラインの取付け部 ④巻過防止装置などの安全装置・ブレーキ・制御装置の機能 ⑤昇降装置の歯止めの機能 ⑥ワイヤロープが通っている箇所を点検します（ゴンドラ安全規則 第22条第1項）。強風・大雨・大雪などの悪天候の後は、作業の前に③④⑥を点検します（第22条第2項）。異常を認めたときは、直ちに補修します（第23条）。 結果は「良」か「異常」、当てはまらない欄は「—」を書きます。使わない日は空欄のままにします。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/gondola-tenkenhyo-template/

ゴンドラ　月例の自主検査記録

ゴンドラ安全規則 第21条（1か月以内ごとに1回・使い始める時・結果を記録して3年間保存）

ゴンドラ	種類・積載荷重	**番号**	
検査の種類	月例　・　再び使い始める時	**検査年月日**	年　月　日
検査をした人		**立会い**	
作業の場所		**検査証の有効期間**	
結果の数			

検査する事項（号の順）と結果

結果＝良／要補修／対象外。要補修が1つでもあれば、補修してから使う

号	検査する事項（見るところの例）	検査方法	結果	異常の内容	補修の内容と補修した日
一	巻過防止装置その他の安全装置、ブレーキ及び制御装置の異常の有無 上限・下限で巻過防止装置が働いて止まるか。ブレーキの効き・ずり下がり。操作盤のボタン・非常停止で止まるか				
二	突りよう、アーム及び作業床の損傷の有無 屋上の突りょう（つり元のはり）とアームの変形・ひび・ボルトのゆるみ。作業床の床板・手すりの曲がりや外れ				
三	昇降装置、配線及び配電盤の異常の有無 昇降装置の異音・油漏れ。電源のケーブルの被覆の傷み・つぶれ。配電盤の漏電遮断器が働くか				

補修の内容	
記録の保存	3年間保存（ゴンドラ安全規則 第21条第3項）

1か月以内ごとに1回、①巻過防止装置などの安全装置・ブレーキ・制御装置 ②突りょう・アーム・作業床 ③昇降装置・配線・配電盤を自主検査します（ゴンドラ安全規則 第21条第1項）。1か月を超えて使わない間は行わなくてよく、使い始める時に同じ事項を検査します（第2項）。自主検査の結果は記録して3年間保存します（第3項）。このほかに、ゴンドラ検査証の有効期間（原則1年）ごとの性能検査があります（第9条・第24条）。

無料のひな形と書き方：moekikozawa.com/apps/genba-report/gondola-tenkenhyo-template/